



2022年6月1日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ア イ ・ テ ッ ク
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 大 畑 大 輔
(コード番号 9964 ・ 東証スタンダード市場)
問 合 せ 先 常 務 取 締 役 管 理 本 部 長 伏 見 好 史
TEL (054) 337-2001

再発防止策の進捗状況に関するお知らせ

当社は、当社役員及び従業員が取引先に対して外注費を過剰に支払い、キックバックを受けていた件を受けて、2022年2月28日付「再発防止策及びモニタリング委員会の設置に関するお知らせ」において公表しました再発防止策の進捗状況について、下記のとおりお知らせいたします。

当社は、今後も引き続き、役職員一同、ガバナンス・コンプライアンスのなご一層の徹底に取り組み、早期の信頼回復に最善を尽くしてまいりますので、何卒ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 再発防止策の進捗状況

(1) 取締役会の運営改善

当社は、取締役の運営改善のための施策として、各役員の意識改革、取締役会の報告事項及び付議事項の見直し並びに取締役会の実効性の評価の実行を策定しております。このうち、各役員の意識改革については、役員研修会（5月～8月の各月に実施予定）の実施を企画し、第1回役員研修会として、2022年5月23日に「取締役、監査役の義務と責任」をテーマとした研修を実施しております。取締役会の報告事項及び付議事項の見直しについては、コンプライアンス、内部統制及び内部通報等に関する事項を、報告事項及び付議事項として追加したうえ、2022年4月22日開催の取締役会において、取締役会規程の改訂に係る決議を行っております。また、取締役会における決議・報告・協議が適時、適切に行われるよう、その年間計画を策定し、決議しております。取締役会の実効性の評価の実行については、外部機関と連携して実効性の評価を実施し、2022年4月13日に報告書を受領しております。当該実効性評価の結果、取締役会の構成員の多様性、取締役・監査役の支援体制、内部統制システムの構築・運用状況の監督・監視、役員に求められているトレーニングの機会等において改善を要する事項が確認されました。今回の再発防止策として既に着手しているものもありますが、それ以外についても取締役会において幅広く議論を行い、2022年10月末を目標に改善に取り組んでまいります。

(2) ガバナンス・コンプライアンス体制強化のための人材補強

当社は、ガバナンス・コンプライアンス体制強化のための施策として、内部監査部門の強化及び監査役の強化・増員を策定しております。このうち、内部監査部門の強化については、内部監査室スタッフを2022年4月に1名増員しております。監査役の強化・増員については、監査役監査の実効性強化のため、常勤監査役の増員に向けて、調整を進めてまいりました。しかし、現時点でその候補者の選定が難航しており、2022年6月開催の定時株主総会での新たな監査役選任は困難な状況です。こちらについては、今後も継続して選定作業を進めるとともに、既存の監査役の補助者として新たに専任の監査役事務局スタッフ1名を2022年6月末までに配置し、監査役監査が実効的に行われるように手当てをしております。また、当社は、取締役会の監督機能の強化のため、2022年6月開催の定時株主総会において、客観的、中立的な立場から経営の監視・監督を行う社外取締役1名の選任議案を上程いたします。

(3) 三様監査の強化

当社は、三様監査の強化のための施策として、監査役、内部監査室及び会計監査人間の情報共有体制の強化の施策を策定しております。これについては、監査役及び内部監査室で定例ミーティングを毎月開催し監査状況等の情報共有を行うとともに、監査役、内部監査室及び会計監査人の三者で、毎四半期に1度、監査状況等の報告や監査計画等に関する協議を行う定例ミーティングを開催することを2022年3月28日の監査役会において決議しております。その他必要に応じて臨時にミーティングを開催できる体制を整備するとともに、これらのミーティング終了後、必ず議事録を作成し情報共有する旨をルール化しております。

(4) 東京支社のガバナンス・コンプライアンス強化

当社は、東京支社のガバナンス・コンプライアンス強化のための施策として、東京支社管理課の設置を策定しております。これについては、管理本部長をレポートラインとする東京支社管理課を2022年3月に設置し、東京支社の通常業務に関するチェック体制の強化を図っております。また、東京支社を含む各支店に対する管理業務の強化のため、本社の管理本部の人員拡充も検討しており、現在中途採用を中心に採用活動を進めております。さらに、当社は代表取締役社長を委員長とする再発防止委員会を2022年3月に設置し、委員による東京支社における会議体への参加や定期的な東京支社への訪問により、東京支社のガバナンス・コンプライアンス状況を定期的に確認しております。

(5) 役職員に対するコンプライアンス教育

当社は、役職員に対するコンプライアンス強化のための施策として、役職員への研修の実施、「コンプライアンスの日」の制定を策定しております。役職員への研修の実施については、外部講師を招いたコンプライアンス研修を2022年5月19日、20日に東京支社及び本社において開催いたしました。その際の研修動画は各拠点及びグループ会社に配信し、同年5月末日までに視聴を義務づけております。「コンプライアンスの日」の制定については、毎月15日を「コンプライアンスの日」と制定し、当社代表取締役社長からのコンプライアンス遵守のメッセージの配信、コンプライアンスマニュアルの復唱などコンプライアンス意識の向上に向けた取り組みを行っております。また、当社は役職員のコンプライアンス意識の現状把握のため、2022年5月にコンプライアンス意識に関するアンケートを実施し、アンケート結果の集計を終えております。今後アンケート結果を分析の上、同年7月を目途に、当該分析に基づく二度目のコンプライアンス研修及びその後の再度のアンケートの実施を計画しております。

(6) 鉄骨工事請負業務に起因するリスクアセスメント

当社は、鉄骨工事請負業務に起因するリスクアセスメントのための施策として、鉄骨工事請負業務に起因するリスク項目を踏まえた工事原価のチェック体制や業務フロー・業務分掌の見直しその他各リスクの低減のための施策の実施を策定しております。これについては、外部のコンサルティング業者の協力を得て、鉄骨工事請負業務に起因するリスクの洗い出しを行った上、工事プロセスの内部統制の修正を行い、新たなプロセスに基づいた運用を2022年4月より開始しているほか、東京支社管理課を中心に下請業者からの請求書のチェック体制を強化を図っております。また、一部担当者に集中していた下請先への発注権限については、支社長を中心とした、各部門の合議制に変更しております。今後、更なるチェック体制の強化や内部統制の有用性を高めるため、内部監査室と東京支社管理課が情報共有するとともに、外部のコンサルティング業者も有効に活用してまいります。

(7) 人事ローテーション・人材育成

当社は、取引先との癒着防止のための施策として、人材育成プランの立案及び定期的な人事ローテーションの実施を策定しております。人材育成プランの立案については、量的・質的に十分な人員を確保するための採用計画及び人材育成計画を、2022年7月中を目途に作成中です。定期的な人事ローテーションの実施については、現在、人事ローテーションの実施に関する基本方針の策定の検討を行っており、2022年10月を目途に人事ローテーションの運用を開始していく予定です。

(8) 営業手法及び接待交際費のルールの見直し

当社は、営業手法及び接待交際費のルールの見直しのための施策として、接待交際の必要性及び営業手法を経営レベルで改めて検討する機会の設定並びに接待交際費のルール・運用の見直しを策定しております。接待交際及び営業手法の経営レベルでの検討については、2022年3月から複数回、当社代表取締役を含む役員による議論を行っており、営業手法の基本方針を定める「アイ・テック営業行動指針」を2022年6月中に作成することを目指しております。「アイ・テック営業行動指針」の作成が完了次第、当社及びグループ会社各社の営業担当者に対し、当該指針に基づき啓蒙活動を進めてまいります。また、接待交際ルール・運用の見直しについては、当社の実態に即した接待・交際費規程を、2022年6月中を目途に作成中であり、当該規程をより実効性の高いものとするための運用に関しては、現在、モニタリング委員会と連携してその検討を進めております。

(9) 下請業者への牽制

当社は、下請業者への牽制のための施策として、当社との取引が多い下請業者への定期的な監査、下請業者からの不正に関与しない旨の誓約書の取得及び工事下請約款の変更を策定しております。下請業者への定期的な監査については、2022年6月より定期的なヒアリング等を実施しコンプライアンス遵守状況を確認することを予定しており、対象となる下請業者に対して、協力を要請しております。また、下請業者からの不正に関与しない旨の誓約書の取得については、現在当社と工事基本契約書を取り交わしている下請業者に対して、外注費の水増し及びキックバック等の不正行為に関与しない旨の表明保証兼誓約書の提出を求め、概ね回収を終えております。新規取引先との関係においても、契約締結時に同内容の誓約書を提出させる運用を2022年4月より開始しております。工事下請約款の変更については、下請業者が請負代金の水増し及びキックバック等の不正行為に関与した場合、直ちに契約を解除できる旨の条項等を追加し、2022年4月より、新規取引先との契約を締結する際は改正後の工事下請約款を利用する運用にしております。

(10) 内部通報制度の周知・利用対象者の拡大

当社は、内部通報制度の周知・利用対象者の拡大のための施策として、内部通報制度の周知・啓蒙活動、内部通報窓口の利用対象者の拡大及び内部通報窓口の外部委託を策定しております。内部通報制度の周知・啓蒙活動については、役職員に対して内部通報制度に関するポスターやカード等の配布を行うとともに、通報窓口の利用方法について、オンライン説明会を開催し、2022年4月中に全グループ会社の役職員に対して当該オンライン説明会を視聴させております。内部通報窓口の利用対象者の拡大については、内部通報制度の利用対象者を取引先、外注先等の社外の関係者まで拡大する旨の内部通報規程の改訂を2022年3月28日開催の取締役会において決議し、対象者に通知しております。内部通報窓口の外部委託については、2022年4月より、外部の内部通報窓口代行サービスの利用を開始しております。

2. モニタリング委員会開催実績

2022年4月13日 第1回モニタリング委員会開催

2022年5月9日 第2回モニタリング委員会開催

なお、上記以外においても、常にモニタリング委員会と情報を共有し、助言を受けながら、各種再発防止策を進めております。

以上